

2014年3月26日 全7頁

法人税率引き下げと代替財源の議論（1）

課税ベース拡大編—受取配当益金不算入、繰越控除の縮小も視野に

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2014年3月12日に、政府税制調査会に法人課税ディスカッショングループ（以下、法人課税 DG）が設置され、初会合が行われた。
- 法人課税 DG では、法人税の税率引き下げを行う一方、その代替財源を法人税の課税ベース拡大、地方法人税改革、他税目から求めることの検討が行われている。
- 法人税の課税ベース拡大の案としては、受取配当金益金不算入や欠損金の繰越控除の縮小など、他税目からの増収案としては、給与所得控除の縮小や株式譲渡益・配当等の課税強化などが候補に挙げられている。

1. 法人課税 DG の議論

2014年3月12日に、政府税制調査会に法人課税ディスカッショングループ（以下、法人課税 DG）が設置され、初会合が行われた。法人課税 DG の座長には、大田弘子政策研究大学院大学教授が選任された。

大田座長は、これまでの政府税制調査会等における議論を踏まえ、以下の4点を出発点とすべきであるとした。

- (1) 法人税改革の目的を明確にして取り組む
- (2) 法人税の税率引き下げが必要である
- (3) 法人税の構造改革により、企業活動や業種に対して中立で簡素な法人税にする
- (4) 単年度・法人税の枠内だけではなく税収中立をはかる

(出所) 法人課税 DG 資料（2014年3月12日）

「法人税の税率引き下げが必要である」とする一方で、「単年度・法人税の枠内だけではなく税収中立をはかる」ことが必要とされ、単年度・法人税の枠内に限らないとしても、税収中立を図るための何らかの代替財源が必要であることが念頭に置かれている。

大田座長は、「法人税の構造改革のためには、課税ベースの拡大が不可欠である。企業の選択を歪めない公平な税にするために、とくに次の点を見直すべきではないか」として、下記の3項目を挙げている。

- (1) 租税特別措置はゼロベースで見直すべきではないか
- (2) 減価償却制度や繰越欠損金制度を見直して課税ベースを拡大することが必要ではないか
- (3) 一部の黒字法人に税負担が集中する要因を検証し、歪みがあれば是正すべきではないか

(出所) 法人課税 DG 資料 (2014 年 3 月 12 日)

なお、大田座長の提示したペーパーには示されていないが、法人課税 DG における「法人課税の改革に当たっての論点の整理～各委員からのご提案～」においては課税ベースのあり方、地方法人税の見直し、他税目との関係（新税を含む）が挙げられていた。うち、課税ベースの拡大について下記のような論点が示されていた。

- 公平、中立、簡素な法人課税の構築
- 赤字法人問題への対応
 - ・ 欠損金の繰越控除制度
 - ・ 外形標準課税
 - ・ 代替ミニマム税
- 租税特別措置
- 中小法人等課税（法人なり問題を含む）
- 公益法人等課税
- 法人税（国税）と地方法人課税との関係
- 受取配当の益金不算入制度
- 減価償却制度
- 国際課税（BEPS など）

(出所) 法人課税 DG 資料 (2014 年 3 月 12 日)

法人税率引き下げとともに代替財源を探すのは、直近では民主党を中心とする政権下における 2011 年度税制改正に例がある。そのとき、財務省が代替財源の案として提示したものと、実際に 2011 年度税制改正により実施されたものを並べたものが以下の図表 1 である。

図表 1 2011 年度税制改正における法人税率引き下げの代替財源案とその結果

項目	財務省の案(当時)	結果(2011年度税制改正)	
租税特別措置 (法人関係)	特別償却・割増償却(20措置)の廃止・縮減	全廃の場合、1,200～1,400億円の増収	集積産業用資産の特別償却制度の見直し、事業革新設備等の特別償却制度の廃止で462億円の増収
	準備金(13措置)の廃止・縮減	全廃し4年で取り崩す場合、3,300億円の増収	特定災害防止準備金制度の見直し、特別修繕準備金制度の見直しで39億円の増収
	研究開発税制の大幅縮減(重点化)	総額型の全廃の場合、2,700～5,100億円の増収	総額型の控除限度額を法人税額の30%→20%へ引き下げで495億円の増収(その後、2013年度税制改正で20%→30%に還元された)
	特定事業用資産の買換え特例の廃止・縮減	全廃の場合、700～900億円の増収	改正せず
法人税法上の措置	減価償却制度の抜本の見直し	定額法のみとする場合、6,000～8,000億円の増収	250%定率法を200%定率法に改正で1,780億円の増収
	貸倒引当金・返品調整引当金の廃止・縮減	全廃し4年で繰り戻す場合、2,000～2,500億円の増収	貸倒引当金は、銀行等および中小企業者等は適用を維持、それ以外は段階的に廃止とし、550億円の増収
	欠損金の繰越控除の制限	控除前所得の50%に制限する場合、4,000～5,000億円の増収	控除前所得の80%に制限(する一方、繰越控除期間は7年から9年に延長)し、1,788億円の増収
	受取配当の益金不算入制度の見直し	保有割合25%以下の株式の配当を全額益金算入とする場合、1,500～1,700億円の増収	改正せず
	一般寄附金の損金不算入制度の廃止・縮減	全額損金不算入とする場合、200～300億円の増収	一般寄附金の損金算入限度額を半減し、69億円の増収
その他	揮発油税・石油石炭税のナフサ免税の見直し	課税方法により、4,300～17,200 + α 億円の増収	改正せず (その後、2012年度税制改正でナフサ免税は時限措置から恒久措置に改正されている)

(注)増収見込額はいずれも国税分のみ、平年度。

(出所)(旧)政府税制調査会資料(2010年11月4日)、財務省「平成23年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額」等をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

今後の法人税率引き下げの代替財源探しの議論においては、2011 年度税制改正において「代替財源案」として候補に挙げたものを中心に、幅広い範囲で検討が行われるものと考えられる。

2. 課税ベース拡大の各項目の論点

(1) 研究開発促進税制

研究開発促進税制（総額型）については、減税規模がある程度大きく、かつ、上位 10 社が全体の適用額の 32.5% を占めており、業種別に見ると適用額の 23.7% を化学工業が占めている（平成 24 年度）¹。

このため、法人課税 DG の中には「法人税負担にしめる製造業の割合が縮小するなかで、製造業、しかも化学工業などに圧倒的に有利に働いている現在の仕組みの効果を明らかにしつつ、特定業種ではなく、内外企業・全業種一律の負担軽減を目指すべきである」²と考えている委員もいる。

他方、法人税率引き下げと課税ベースの拡大は日本の企業の生産性向上に資するべきだとの考えから「研究開発税制を積極活用し生産性向上に寄与している企業に増税となつては、身もふたもない」³と考えている委員もいる。

(2) 減価償却制度

減価償却制度についても、法人課税 DG の中には「現在認められている定率償却（200%定率法）を定額償却に一本化することによって、課税ベースの拡大が可能となる」⁴と考えている委員もいる。

一方で、「日本再興戦略」の中で、年 70 兆円の設備投資額の目標を据えて、2014 年度の税制改正で、生産性向上設備投資促進税制を創設し、一定要件を満たす設備について即時償却や税額控除を可能にするとしていることとの整合性を考える必要もあるだろう。

(3) 欠損金の繰越控除

欠損金の繰越控除に制限を設けると、毎年安定的に利益（正確には、課税所得。以下略）を出せる企業と、各年の利益の振れ幅が大きく損失が出る年もある企業との間で税負担に差が生じてしまうという問題がある。

しかしながら、法人課税 DG の中には「この仕組みにより、非効率な経営をして税法上赤字を出し続ける企業を延命させている可能性もある」⁵と考えている委員もいる。

ただし、欠損金の繰越控除を使えるのはあくまで利益が出た場合のみであり、将来的に利益を出せる見込みが立たなければ繰延税金資産を計上することもできない。税法上赤字を出し続ける企業であれば欠損金の繰越控除を使うこともできないのだから、この指摘は当てはまらな

¹ 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成 26 年 2 月）」による。

² 2013 年 7 月 9 日付日本経済新聞朝刊 26 面（経済教室）より引用。田近栄治一橋大学特任教授の意見。

³ 2014 年 3 月 13 日付日本経済新聞朝刊 28 面（経済教室）より引用。土居丈朗慶應義塾大学教授の意見。

⁴ 2013 年 7 月 9 日付日本経済新聞朝刊 26 面（経済教室）より引用。田近栄治一橋大学特任教授の意見。

⁵ 2014 年 3 月 13 日付日本経済新聞朝刊 28 面（経済教室）より引用。土居丈朗慶應義塾大学教授の意見。

いものと考えられる。

(4) 受取配当の益金不算入の見直し

民主党を中心とする政権下における（旧）政府税制調査会において、財務省が「資金運用手段として株式を保有する場合（保有割合 25%以下の株式保有の場合）、受取配当額の 50%のみが益金算入となり、預金や債券等による資産運用との課税の中立性が損なわれている」⁶として、受取配当の益金不算入制度の見直しを提案したことがある。

しかしながら、配当は法人税が課税された後の利益から支払うものであり、法人が配当を受け取った際にそれを益金に算入してしまうと、法人税が二重に課税されてしまう（なお、さらに配当を受け取った法人が個人に配当を行うと、個人段階でも所得税が課税されるので、三重課税となる）。

利子は支払法人の側で損金算入できる一方で受取法人は益金算入する、配当は支払法人の側で損金算入できない一方で受取法人は益金不算入とすることで、利子・配当ともにいずれかの法人で課税されることでバランスが取れるものである。現状、法人の株式保有割合が 25%以下であれば受取配当の 50%しか益金不算入とできないだけでも株式投資が不利となっているのに、さらに益金不算入割合を引き下げることがあれば、債券や預貯金（貸付）などと比べて株式投資に対して突出して厳しい税制となってしまう。

また、2014 年度税制改正では、産業競争力強化法の下で事業再編を促進するための税制措置を設け、複数の会社で共同事業を行う事業再編を促すとしている。持株割合が 25%未満で共同事業に参加することも当然ありうると思われ、受取配当の益金不算入を制限することは、複数の企業の産業競争力強化法に基づく共同出資による事業再編の妨げとなる可能性がある。

3. 他税目からの増収策（新税を含む）の各項目の論点

(1) 給与所得控除

法人課税 DG の中には、「給与所得控除は、非上場企業のオーナー経営者らには、法人税も所得税も減免される形で都合よく課税ベースが少なくなるように使われている。これを改めることで、所得税の課税ベースを拡大でき、代替財源も捻出でき、その分法人実効税率は大きく引き下げられる」⁷と考える委員もいる。

民主党中心の政権下における 2011 年度税制改正の際にも、一人オーナーについては給与所得控除を半分程度に縮減する案が検討されたことがある⁸。

この際には、中野寛成民主党税制改正 PT 座長（当時）より、一人オーナーの場合は、個人保

⁶ （旧）政府税制調査会資料（2010 年 11 月 4 日）より引用。

⁷ 2014 年 3 月 13 日付日本経済新聞朝刊 28 面（経済教室）より引用。土居丈朗慶應義塾大学教授の意見。

⁸ このときは、法人税率引き下げの代替財源という観点ではなく、子ども手当の財源確保の観点からであった。

証を含めて大変リスクが大きいこと、事業承継等のことを踏まえて後継者を育成するなどの負担があることなどを考慮し、一般従業員と同様の給与所得控除とすべきという主張があった⁹。このため、最終的には給与所得控除の上限を設ける改正のみが行われ、一人オーナーに対する特別扱いは行われなかった。

給与所得控除については、2014年度税制改正で、現在の上限である245万円を2017年（住民税は2018年度）に向けて段階的に220万円まで縮小することとされたが、これに加えてさらに縮小を行うべきかが検討課題となるだろう。

（2）配偶者控除

2014年3月19日、安倍首相は、女性の活躍推進の観点から配偶者控除などの専業主婦優遇制度を見直すよう指示した¹⁰。

現在のところ法人税率引き下げの代替財源の文脈ではないようであるが、仮に配偶者控除が廃止されると大規模な財源が生まれることになる¹¹ため、これを法人税率引き下げの代替財源とする議論が行われる可能性もある。

（3）株式譲渡益・配当課税

法人税率引き下げの代替財源として、株式譲渡益や配当課税の強化も候補に挙げられている。

法人課税DGの中には、「法人税率の引き下げと同時に、金融所得に負担の一端を求めることも選択肢となる。日本よりも法人税率の低いドイツや英国では、日本より高い税率を金融所得に課していることを参考にすれば、検討の余地は十分にある。法人税率が下がることによって企業は業績を改善し、その成果を株主に還元する。それによって、企業にも株主にもよりよい結果を実現することが可能になるからである」¹²と考える委員もいる。

もともと、株式譲渡所得や配当には個人段階と法人段階の二重課税の問題があり、法人段階の税率を引き下げても個人段階の税率を引き上げてしまえば二重課税の解消につながらない（場合によってはかえって悪化させる可能性もある）。また、利子なども含んだ金融所得全般でなく株式譲渡所得や配当のみを課税強化するのであれば、金融商品間の税率が異なることとなってしまう、「貯蓄から投資へ」や金融所得課税一体化に逆行するといった問題もある。

株式譲渡益・配当課税の強化に関する問題点については、吉井一洋「政府税調委員の株式課

⁹ (旧) 政府税制調査会 2010年度第15回(2010年11月25日)議事録参照。

¹⁰ 2014年3月20日付日本経済新聞朝刊1面より。

¹¹ 上村敏之関西学院大学経済学部教授の試算によると2010年時点で、配偶者控除による減収額は国税分だけで4,407億円となっている。

上村敏之「所得税の税収構造の要因分解による実証分析—所得控除の税収ロスと税率変更による増収額の試算—」、APIR Discussion Paper Series No.24 2012/3

¹² 2013年7月9日付日本経済新聞朝刊26面(経済教室)より引用。田近栄治一橋大学特任教授の意見。

税強化提案の問題点」(2013年3月13日)を参照¹³。

(4) 留保金課税

法人課税 DG の委員である諸富徹京都大学大学院経済学研究科教授は、留保金課税についての論文を発表している¹⁴。その論文では、米国でニューディール期において行われた法人の留保金課税(利益のうち配当を行わなかった部分に7%~27%の税率を課すもの)について、配当や賃金の支払いを促進させる効果があった旨述べられている。

今後、法人課税 DG で留保金課税の是非について検討される可能性もある。

(5) 新税の検討

法人課税 DG のペーパーには検討課題として「他税目との関係(新税を含む)」と記載されており、新税の検討も行われるものと考えられる。新税としてどのようなものが想定されているのかは現時点では明らかではないが、資産保有に対して課税する「富裕税」のようなものや、株式や外国通貨等の取引に対して課税する「金融取引税」のようなものが検討対象になる可能性もある。

現在、政府税制調査会の「マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ」では、今後、マイナンバーで個人資産のストックの情報も捕捉することを検討していることもあり、こうした課税の検討状況にも注意が必要である。

4. 展望

法人課税 DG では、法人税率を引き下げる際の代替財源の議論が行われているが、そもそも法人税の税収が減るような税制改正を行わなければ意味がないという考えもある。

法人課税 DG の中には「法人税率を下げてもやがて法人税収の国内総生産(GDP)比が高まれば、法人税を結局多く課し続ける構造に変わりはない。グローバル化で課税ベースがじり貧になる法人課税にいつまでもしがみついたら、今後の税財政運営の活路が開けない¹⁵と考える委員もいる。

法人段階での課税を減らしても、法人所得の帰属先である株主や従業員の税負担が重くなるのであれば、減税の意味がないものとも考えられる。他税目での増収策の検討は慎重に行わなければならない。

【以上】

¹³ http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140313_008329.html

¹⁴ 諸富徹「政策課税としての法人課税 - ニューディール期『留保利潤税を中心に』 -」日本財政学会編『少子化時代の政策形成(財政研究第2巻)』有斐閣(2006年9月), pp. 249-264

¹⁵ 2014年3月13日付日本経済新聞朝刊28面(経済教室)より引用。土居丈朗慶應義塾大学教授の意見。